

平成 26 年 1 月 20 日

告 発 状

会 計 検 査 院 御 中

告発人 柴田 哲夫



〒247-0014 横浜市栄区公田町 774-5-28-4

Tel 045-892-9113

同 永田 親義



〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-13-23

Tel 045-894-5336

同 大橋 宏 (連絡先)



〒247-0024 横浜市栄区野七里 I-31-1

Tel 045-893-1480

同 鈴木 伸之



〒247-0035 横浜市栄区桂台西 2-21-13

Tel 045-893-9639

同 松本 昌司



〒247-0014 横浜市栄区公田町 424-40

Tel 045-893-6410

記

告発人らの立場

初めに告発人らの立場を明らかにする。告発人らは一般国道 468 号即ち横浜環状南線（以下「南線」という。）の建設予定地の周辺に居住する住民である。いずれも当該道路計画の抜本的見直しを求めて運動する組織として 1988 年に結成された横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（略称連協）（加盟団体；自治会・町内会単位 7、環境を守る会 8、オブザーバー 3、計約 3,500 戸）に属して運動を続けている。尚、連協は 1994 年に南線建設用地内に住民の共有地を確保して道路用地として売却しないと云う地権者トラストの会を立ち上げ、現在柴田は会長、永田は副会長、大橋は事務局長、鈴木は会計、松本は顧問としてその運営に携わっている。

会計検査院へ告発する理由

告発人らは、国交省関東地方整備局横浜国道事務所（以下「事務所」という。）による公金の不当支出即ち税金の無駄遣いを看過出来ず、これを厳しく監査すべきと考え、しかるべき公的機関を捜した。ところが地方自治体については地方自治法第 242 条第 1 項により違法若しくは不当な公金の支出について住民監査請求の制度があるのに対して、国費の無駄遣いを監査する機関は存在しないことがわかった。国レベルでの住民監査請求制度が何故存在しないのか不可解であり、これでは市民の監視の及ばない国、特殊法人などに公金支出の不正が生ずる恐れがあるとして、全国市民オンブズマンが制度の創設を求めているが未だ実現の見込みは無いようである。このような状況の中で、告発人らは国費の無駄遣いを検査する唯一の機関として貴院が存在することを知り、ここに本件を告発することとした。

告発内容の詳細

1. **トラスト地の地権者に対する働きかけは全く無益で効果なく公金の不当支出以外の何ものでもない。**

周知の如く、土地トラストは、ある事業用地に人々が共有地を確保し、その事業のための用地を売らないことを目的として成立しているものである。連協は南線計画に反対する運動の一環として1994年に地権者トラストの会を設立し、横浜市栄区田谷地区の土地トラスト（以後「田谷トラスト地」という。）と横浜市戸塚区原宿地区トラスト地（以後「原宿トラスト地」という。）を所有している。

平成25年11月中旬以降、事務所の下請けと称する（株）日本補償総合研究所（以後「業者A」という。）の者と（株）新協コンサルタント（以後「業者B」という。）の者が夫々田谷トラスト地と原宿トラスト地の地権者に対して電話、自宅訪問、文書の投函（留守の場合）等を通じて働きかけを行った。電話、自宅訪問の場合、トラスト地についての測量や売買への協力をお願いするとし、文書の場合は横浜環状南線（以後「南線」という。）の用地買収についての協力をお願いすると云うものであり、両業者の文書の文言は全く同じである。（資料1及び2）

トラスト地はその地権者たちの共有地であり、従って土地に関する外部からの働きかけに対してはトラストの会として対応しており、個々に対応することはないのである。それ故、外から個々に働きかけても誰も応ずる筈は無く、実際今回の業者Aと業者Bの働きかけに承諾を与えた地権者は、トラストの会として知る限り一人もいないのである。又、仮に何人かが協力すると答えたとしても、全地権者が承諾しない限り売買はもちろん、測量も一切出来ないのである。そのことは一般社会常識であり、ましてや用地買収を業務の一つとする事務所は十分過ぎるほど承知しているのである。それにも拘らずこのような無駄なことをするのは税金の無駄遣いであるから即刻止めるように地権者トラストの会が事務所に申し入れたが、事務所はこれを拒否して地権者への働きかけを続けたのである。

このように効果の無い無駄なことを何故続けるのか地権者トラストの会としてその目的を知るため、告発人らが事務所を訪れて直接その理由を聞

いた。当日、責任者である中川用地第二課長は用務で外出中のため、予め質問項目を挙げた文書（資料3）を送信して担当者と面談した。しかしここでは全ての質問事項に対して一切回答が無かった。

以上に述べたように、事務所では今回の業務が用地買収のために効果が一切ない無駄なものであることを十分知りながら、多額の公金を投入してこれを強行したのは公務員としての服務規則に反するだけでなく、納税者である国民への重大な背反行為である。

貴院としては是非とも厳正な検査を実施して、何故このような無駄な公金の支出がなされたのか、その経緯を明らかにした上でこれを広く国民に公表して今後同じようなことが起きないようにすべきであり、そのことを強く求める。

2. 業務内容と履行期間に比して膨大に過ぎる公金の支出は違法且つ不当である。

資料4及び5は夫々告発人らが情報開示請求により入手した本件用地調査に関する事務所と業者A及び業者Bとの間の請負契約書である（資料4及び5）。

これらによると業者Aの請負代金額は24,675,000円、履行期間は平成25年10月22日から同年12月27日までとなっている。一方、業者Bの請負代金額は14,542,500円、履行期間は平成25年9月10日から同年12月27日までとなっている。

これらの契約書を見て告発人らがわが目を疑うほど驚いたのは、業務内容と履行期間からみて請負代金額が余りにも膨大なことである。契約書には具体的な業務に関する仕様書は付されていないが、実際に業者Aと業者Bの者達が行ったことは、トラスト地の地権者に対して電話又は自宅訪問して用地買収への協力をお願いすることと、留守の場合文書（資料1又は2）を投函するということだけである。このような短期間での単純業務に対して庶民にとっては目も眩むような膨大な公金が注ぎ込まれたことに吃驚仰天しない庶民は一人もいないに違いない。庶民は僅かな年金からすら

税金を払い、主婦たちは毎日の食費についても10円、20円でも安ければそれを買いに走るといって形で極度に切り詰めた生活を送っているのである。ところが僅かずつ庶民から税金を徴収し、これが集まって大きくなったものがこのようにして無駄で効果の無い業務につき込まれているのである。これでは国民は何のために税金を払っているのかわからなくなるのは当然である。

何故このような2ヶ月余という短期間の単純業務に千万円単位の膨大な公金が注入されたのか、その理由の一つとして、本件は入札方式を採らず随意契約によったからではないかと推察される。もしオープンな入札方式が採られていれば、それは業者を含めて国民の目に晒される中でこのような不当な公金支出はあり得ないと思うからである。実際、告発人を含めた国民の常識からみて、本件のような業務内容と履行期間の仕事についての請負代金額は業者A、Bいずれについてもその十分の一で十分であり、それでも喜んで応札する業者は今の不況下では数多くいる筈である。それをしないで何故随意契約によって膨大な公金が業者に支払われることになったのか、その経緯についても明らかにする必要がある。もし本契約が入札方式による場合はそれらの資料を開示すべきである。

以上、上記2件の用地調査等契約の公金の不当支出、つまり貴重な税金の無駄遣いについて、このような形で国の公共事業に関する公金の支出が随所で行われているとすれば、国民がいくら汗水垂らして税金を払っても何の効果も無く、国の借金が膨らんでいくだけである。このような国費の無駄遣いをなくするための機関である貴院が本件についても厳正な検査を実施して適切な処断がなされることを強く求めるものであり、そのことが国民の最も期待することでもあることを指摘したいと思う。

3. その他看過できない問題点

以上、本件における公金の不当支出について告発したが、それ以外に看過できない問題点がいくつかあり、それらを指摘しておく必要がある。

1) 個人情報保護の点で契約書は不備である。

本件は事務所が地権者の情報を入手し、それを業者に提供して個人への働きかけを行っている筈であるが、その場合、契約書に個人情報の取り扱いについて厳しい条件を記すべきであるにも拘らずそのような記載は一切見られない。これらの個人情報は本業務以外のいかなる目的にも使用しない旨の明記の無い契約書は違法であり、極めて不当である。

2) 履行期間違反

業者Aとの契約書(資料4)の履行期間は平成25年10月22日から12月27日までとなっている。これは地権者への働きかけはこの期間内に限って行われることを示している。しかるに田谷トラスト地の地権者宅に平成26年1月9日付けの文書(内容は資料1と同じ)が投函されていたのである。これは明らかに契約書違反であり、地権者にとっては迷惑至極なことである。

3) 脅迫まがいの電話

平成25年11月中旬、庄戸地区在住の田谷トラスト地の地権者宅に電話で用地買収についての協力依頼があり、主婦(高齢者)が出て、それはトラストの会として対応することだからと言って断った。するとすぐ直後に又電話があり、同じ内容の要請があり、これも同じく断った。ところが暫らくして3回目の電話があり、今度は戸主の男性が出て何回も同じ電話をすることは何事かと厳しく叱責したところ、以後電話は掛かって来なかった。この場合、もし男性がいなかったら高齢の主婦は断り切れず、言われる通りにしますと答えるに違いなく、これはまさしく脅迫まがいの不当不法な電話である。

4) 契約書には仕様書が付されていない。

業務委託に当たっては仕様書が付されねばならないが、契約書にはそれが付されておらず、業者AとBの者達はどのような指示のもとに地権者に働きかけたのか明らかでなく、これは契約上の不備である。

以上

資料1

ご挨拶

日頃から圏央道（横浜環状南線）事業にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、横浜環状南線の用地取得業務について、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所より業務委託を受け、皆様方の担当をさせていただいております（株）日本補償総合研究所と申します。

これから、横浜環状南線に関係する用地買収についてご協力をお願いしたいと考えておりますが、まずはご挨拶をと思い、お約束もなしに立ち寄らせていただきましたが、残念ながらお留守でしたので本紙を置かせていただき失礼いたします。

後日、改めてご挨拶申し上げたいと思っております。

大変恐縮ですが、ご都合のよろしい日時を下記担当者までご連絡いただければ幸いです。何卒宜しくお願い申し上げます。

平成25年 11月 19日

受注者 株式会社 日本補償総合研究所
担当 藤田、坪田、島野
大和田、高瀬、四十物
Tel 03-3200-6689

発注者 国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所 用地第二課
担当 井上 小林
Tel 045-316-3534

資料2

様

ご挨拶

日頃から圏央道（横浜環状南線）事業にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、横浜環状南線の用地取得業務について、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所より業務委託を受け、皆様方の担当をさせていただいております（株）新協コンサルタントと申します。

これから、横浜環状南線に関係する用地買収についてご協力をお願いしたいと考えておりますが、まずはご挨拶をと思い、お約束もなしに立ち寄らせていただきましたが、残念ながらお留守でしたので本紙を置かせていただき失礼いたします。

後日、改めてご挨拶申し上げたいと思っております。

大変恐縮ですが、ご都合のよろしい日時を下記担当者までご連絡いただければ幸いです。何卒宜しくお願い申し上げます。

平成25年11月30日

受注者 株式会社 新協コンサルタント
担当 谷田 新田
TEL 045-350-3383

発注者 国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所 用地第二課
担当 井上 小林
TEL 045-316-3534

資料3

平成 25 年 12 月 24 日

国交省横浜国道事務所
用地第二課長 中川 正明殿

地権者トラストの会
事務局長 大橋 宏
(TEL, FAX045-893-1480)

当日の質問の要旨

前略

明 25 日午後、当会の者何名かが貴事務所を訪れる機会があり、その際貴職から是非話を伺いたいと思いましたが、当日外出中とのことで、貴課の担当者から話を聞くことにしました。当日、当方として主に聞きたいことを以下に記しますので、これらについて責任者として貴職から担当者へ予め説明なり指示しておかれるようお願いいたします。

記

1. 当会地権者への働きかけの目的と効果について

11 月中旬以降、貴事務所の下請けと称する会社の者が当会の地権者に対して電話、訪問、文書投函などによる働きかけをしている。横浜環状南線の用地を売らないとして設立された当地権者トラストの会の土地は地権者全員が承諾しない限り、売買はもちろん、測量も出来ず、個々の地権者に働きかけても効果は一切無く、凡そ無意味であり、所謂 B/C はゼロであることは貴職も十分承知のはずである。それにも拘らず貴重な税金を使ってなぜこのような無駄な業務を行うのか、その目的と効果について当事者である私達はもちろん、一般の国民にとっても納得できる説明を求める。

2. 委託契約の予算と実施時期

今回の件で下請け会社 2 社夫々で行った委託契約の内容、即ち予算額と実施期間等を示されたい。

3. 現在までに働きかけた人数

現在までに働きかけた地権者の人数を田谷地区と原宿地区夫々について示されたい。

4. 受諾者と拒否者

今まで働きかけた地権者のうち、田谷地区、原宿地区夫々について受諾者と拒否者の人数を示されたい。

以上は税金を使って行う行政業務に関することであり、そこには秘密は一切無く、全て公開すべきものであると当方は考えており、その点貴職も同意されるものと思います。

以上

資料4



4字抹消



用地調査等請負契約書

- 1 業務の名称 H25横浜468号補償説明業務(その3)
- 2 履行場所 高速横浜環状南線施行地(神奈川県横浜市地先)
- 3 履行期間 平成25年10月22日から
平成25年12月27日まで
- 4 請負代金額 ¥24,675,000
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) ¥1,175,000-
- 5 契約保証金 免除
- 6 ~~調停人~~

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25年 10月 21日

発注者 住所 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
氏名 横浜国道事務所長 森 勝彦



受注者 住所 東京都新宿区高田馬場1-28-10
株式会社 日本総合補償研究所
氏名 代表取締役 坪田 英美

資料5



四字抹



用地調査等請負契約書

- 1 業務の名称 H25横浜468号補償説明業務（その2）
- 2 履行場所 高速横浜環状南線施行地（神奈川県横浜市地先）
- 3 履行期間 平成 25年 9月 10日から
平成 25年 12月 27日まで
- 4 請負代金額 ￥14,542,500.-
（うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額） ￥692,500.-
- 5 契約保証金 免除

6 調停人

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25年 9月 9日

発注者 住所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13番2号

氏名 分任支店長兼執行役員
関東地方整備局
横浜国道事務所長 森 勝彦



受注者 住所 神奈川県横浜市西区網野1丁目1番19号庄司ビル3F

株式会社 新協コンサル
氏名 代表取締役 小川 勝彦